

各 位

会 社 名 株式会社エーアイ
 代表者名 代表取締役社長 廣飯 伸一
 (コード：4388 東証グロース)
 問合せ先 執行役員経営戦略グループ統括 小川 遼
 (TEL. 03-6801-8402)

会 社 名 株式会社フュートレック
 代表者名 代表取締役社長 西田 明弘
 (コード：2468 東証スタンダード)
 問合せ先 管理部長 秦 真一郎
 (TEL. 06-4806-3112)

株式会社エーアイと株式会社フュートレックの合併契約締結に関するお知らせ

株式会社エーアイ（以下「エーアイ」といいます。）と株式会社フュートレック（以下「フュートレック」といいます。）は、2024年1月16日に公表いたしました「株式会社エーアイと株式会社フュートレックの経営統合に関する基本合意書締結のお知らせ」のとおり、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について協議を進めてまいりました。その結果、本日開催した両社の取締役会において、2024年10月1日（予定）を合併の効力発生日とする合併契約を両社間で締結することをそれぞれ決議し、エーアイを吸収合併存続会社、フュートレックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本合併は、両社の株主総会の承認を条件としております。

また、本合併の効力発生日（2024年10月1日予定）に先立ち、フュートレックの普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において2024年9月27日付けで上場廃止（最終売買日は2024年9月26日）となる予定です。

記

1. 本経営統合の背景と目的

(1) 本経営統合の背景

エーアイは、2003年4月の設立以降、音声合成エンジン及び関連するソリューションの提供に係る事業を行ってまいりました。「エーアイは音声技術で社会に新しい価値をつくり続けます」との企業理念を定め、声で作れる“便利さ”と声をつくる“楽しさ”を追求し、音声技術で社会の役に立つサービスの創出に努めてまいりました。中核技術である日本語音声合成エンジンについては研究開発から製品開発、販売、サポートを全て社内で行っております。また、成長戦略の一つとして「事業領域の拡大・新しいマーケットの創出」を掲げ、音声合成のみならず、音声技術やその周辺技術に関するサービスを総合的に提供できる会社となることを目指しております。

一方、フュートレックは、2000年4月に携帯電話用に特化してビジネスモデルの提案から具現化まで一貫して提供できる半導体設計会社として設立されて以来、「社会の変化に柔軟に対応して、その時代に求められる商品を目指し、継続的に発展する会社を目指す。」という経営理念のもと、ソフトウェアの開発から各種サービス事業への展開、M&Aの実施等により事業内容を変化させてまいりました。現在、フュートレック及びその連結子会社3社は「音声認識事業」、「デジタルマーケティング事業」「映像制作事業」及び「システム開発事業」を運営しており、「音声認識事業」と「デジタルマーケティング事業」を中核事業と位置付け、事業拡大を図っております。「音声認識事業」においては、話者を識別する「話者識別技術」や、利用者が認識させる文章を任意に追加学習させることができる「モデル自動作成システム」等の周辺技術を開発し、音声認識と組み合わせることによる付加価値の提案とともに営業活動

を推進しております。

以上のように、両社は音声関連技術分野を事業の中心とする研究開発企業として事業を展開しておりますが、業界を取り巻く環境につきましては、社会全体での AI 関連技術の進化が加速し、新規参入企業の増加など企業間の競争が激しくなっております。さらに、大規模言語モデルに代表される AI 技術の進歩により対話シナリオの自動生成が可能となったことで、両社が保有する単一技術だけでなく、近接する技術領域も加えた音声対話ソリューションのニーズが増加しております。

このような状況下において、両社は 2019 年 4 月 16 日に業務提携契約書を締結し、音声合成技術及び音声認識技術を活用した音声対話システムや双方のソリューションを活用した製品化の検討を進めてまいりました。そして、2022 年末頃、エーアイは、当時フュートレックの筆頭株主であったグローリー株式会社（以下「グローリー」といいます。）より、グローリーの保有する全てのフュートレック株式の売却の打診を受けたことを踏まえ、フュートレックとともに両社間における事業上のシナジーの可能性について議論を重ねた結果、フュートレック株式の取得により、両社において新たな成長機会を創出、実現することが可能であるとの結論に至りました。

そして、両社は 2023 年 5 月に資本業務提携契約書（以下「本資本業務提携契約書」といいます。）を締結し、2023 年 6 月に、エーアイは、公開買付けによりグローリーの持つフュートレック株式を取得し、現時点で、エーアイはフュートレック株式を議決権比率で 40.55%を所有しております。

その後、両社は本資本業務提携契約書に基づき、資本業務提携委員会を発足し、両社が持つ研究開発技術や製品・サービス、及び営業のノウハウ等について協働関係を構築し、互いの強みを活かしたシナジー効果を発揮すべく、議論を重ねてまいりました。その結果、研究開発のスピードアップや技術開発力の強化、顧客へのサービス提供力の向上、各事業のエンジニアによる情報交換や人的交流を進め、収益力向上や業務効率化等を最大限に発揮するには、両社の経営統合を目指すことが最善であると判断し、2024 年 1 月 16 日に経営統合に関する基本合意書を締結するに至りました。その後、両社において経営統合の具体的な方法等について協議を開始し、2024 年 1 月下旬から 4 月下旬まで相互にデュー・デリジェンス（以下「DD」といいます。）を行い、検討を重ねてまいりました。その結果、両社は、下記「(2) 本経営統合の目的」に記載のシナジーの実現や経営統合の効果を発揮するためには、両社が合併することが早期に両社の企業価値向上に資すると判断したため、本合併契約の締結に至りました。

(2) 本経営統合の目的

両社は、「音声関連技術の事業展開の拡大と研究開発の強化」、「事業の多角化」、「経営基盤の確立・管理機能のスリム化」を軸に、下記の統合効果の実現を目指していきます。

① 音声関連技術の事業展開の拡大と研究開発の強化

エーアイの「音声合成」とフュートレックの「音声認識」と双方が強みを持っている技術は様々な場面で併せて活用される事例が増えております。昨年 5 月の資本業務提携契約締結以降、両社は双方の製品のクロスセルを可能とする販売協力に関する合意書を締結し、両社がそれぞれの製品の取り扱いを開始しております。

また、両社の強みである音声合成技術・音声認識技術を活用した新たな製品として「組み込み型音声対話フレームワーク SLFrameWork(仮)」を企画し、両社にて共同開発に着手いたしました。現状、対話システムを構築するには、音声認識と音声合成を、それぞれ別のシステムとして組み込み、調整を行う必要がありました。音声合成と音声認識を融合した「組み込み型音声対話フレームワーク SLFrameWork(仮)」を利用することにより、対話システムの開発工数削減が可能となることに加えて、独立していた音声認識・音声合成でのユーザー単語辞書を共有可能となり、お客様特有の言葉に対する認識率・合成正答率向上が期待できるものです。

このように、両社は双方の技術を活用した事業展開を進めておりますが、本経営統合によりリソースの柔軟性や研究開発環境の共有がシームレスで可能となり、また組織の融合により、事業展開や製品開発のスピードアップを実現し、更なる事業成長を図ることができると考えております。

②事業の多角化

エーアイはこれまで「音声合成」の単一セグメントにて事業展開を行ってまいりましたが、エーアイを取り巻く環境において、特に防災分野において、「緊急防災・減災事業債」における地方交付税措置や半導体不足の影

響によるメーカーの入札控え等により売上の低減などが見られました。フュートレックにおいては、音声認識事業においては音声収録に関する受託業務の増減により売上の変動があり、デジタルマーケティング事業においても大型案件の売上計上の有無によって業績が大きく変動しております。特にポストコロナにおける不安定な世界情勢、経済状況で事業環境が不確実性を増している昨今、複数の事業に経営資源を分散し事業運営を行うことにより、会社収益を平準化させ経営の安定化を図れると考えております。

③経営基盤の確立・管理機能のスリム化

本経営統合を通じて企業規模が拡大し、信用力向上につながることで財務基盤が強化されることになり、今後の持続的な成長を実現するためのM&Aや新規投資に対応しやすくなると考えております。

また、本経営統合により、両社にとって管理部門の人材が強化されるとともに、重複機能を解消することで、今後の事業成長に対応可能な組織体制を構築しつつ、管理コストの削減を図ることができると考えております。

さらに、エーアイは高効率な組織設計とスピーディな意思決定と業務推進を図っており、昨年エーアイの行ったコエステ株式会社の完全子会社化と吸収合併も短期間で組織融合を行い、収益性の向上を図ることができたことから、当該ノウハウを本経営統合でも活かし、フュートレックの事業の早期黒字化と中長期的な利益率の向上を図ることができると考えております。

2. 本経営統合の要旨

(1) 本経営統合の日程

取締役会決議日 (両社)	2024年5月14日 (本日)
契約締結日 (両社)	2024年5月14日 (本日)
定時株主総会決議日 (フュートレック)	2024年6月18日 (予定)
定時株主総会決議日 (エーアイ)	2024年6月20日 (予定)
最終売買日 (フュートレック)	2024年9月26日 (予定)
上場廃止日 (フュートレック)	2024年9月27日 (予定)
合併の効力発生日	2024年10月1日 (予定)

(2) 本経営統合の方式

エーアイを吸収合併存続会社、フュートレックを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式により実施いたします。

(3) 本合併に係る割当ての内容

	エーアイ (吸収合併存続会社)	フュートレック (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	0.33

(注1) 本合併に係る割当比率 (以下「本合併比率」といいます。)

フュートレックの株式1株に対して、エーアイの株式0.33株を割当て交付します。

ただし、エーアイの保有するフュートレック株式3,793,200株 (2024年3月31日現在) 及びフュートレックの保有する自己株式146,460株 (2024年3月31日現在) については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付するエーアイの株式数：普通株式：1,836,298株 (予定)

上記交付株式数は、今後フュートレックの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間にフュートレックの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

また、エーアイは、本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定であります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併によりエーアイの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるフュートレックの株主の皆様におかれましては、エーアイに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、エーアイの単元未満株式を保有する株主の皆様が、エーアイに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、エーアイ株式1株に満たない端数の割当てを受けることになるフュートレックの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

(4) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

フュートレックは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性・妥当性を期すため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。エーアイは第三者算定機関として監査法人FRIQ（以下「FRIQ」といいます。）を起用し、フュートレックは第三者算定機関として株式会社クリフィックスFAS（以下「クリフィックス」といいます。）を起用いたしました。

エーアイにおいては法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言やフュートレックに対する財務・税務・法務DDの結果等を受けて、第三者算定機関であるFRIQによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、フュートレックと複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

フュートレックにおいては、下記「(4) 公正性を担保するための措置」及び下記「(5) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、クリフィックスから取得したエーアイに対する財務DDの結果と合併比率算定書、フュートレックの法務アドバイザーである弁護士法人北浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）からの法的助言やエーアイに対する法務DDの結果等を踏まえつつ、エーアイとの間で複数回協議を行い、また、フュートレックが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併の諸条件について、慎重に検討を行いました。

その結果、本合併比率は、下記「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載のとおり、フュートレックの第三者算定機関であるクリフィックスによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジを上回り、かつ、DCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、フュートレックの少数株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように両社は、各社の第三者算定機関による算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至り、本合併契約を締結いたしました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 第三者算定機関の名称並びに両社との関係

エーアイの第三者算定機関であるFRIQは、両社の関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を

有しません。

また、フュートレックの第三者算定機関であるクリフィックスは、両社の関連当事者には該当せず、両社との間で重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

FRIQは両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業計画を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。エアアイの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
エアアイ	フュートレック	
市場株価法	市場株価法	0.30～0.31
DCF法	DCF法	0.31～0.46

市場株価法においては、FRIQは、算定基準日を算定書作成日である2024年5月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（エアアイは、1ヶ月間：800円、3ヶ月間：873円、6ヶ月間：849円、フュートレックは、1ヶ月間：249円、3ヶ月間：259円、6ヶ月間：253円）を基に算定しております。

DCF法による価値算定においては、FRIQは、エアアイについて、エアアイが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2025年3月期は、受託案件の増加が見込まれることにより営業利益約50百万円の増加（対2024年3月期比）、2026年3月期においては将来期待されるロイヤリティ収入の増加により営業利益約69百万円の増加（対2025年3月期比）を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンダードアローンベースの計画を前提として作成しております。また、フュートレックについては、フュートレックが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2025年3月期は、人員の削減等による労務費の減少や、外注費の削減により、営業損失約138百万円の減少（対2024年3月期比）、2026年3月期及び2027年3月期においては、更に組織変更による外注費削減等によりそれぞれ、営業利益約61百万円の増加（対2025年3月期比）、営業利益約41百万円の増加（対2026年3月期比）を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンダードアローンベースの計画を前提として作成しております。

FRIQは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でFRIQに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。FRIQは両社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。FRIQは、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、エアアイの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。FRIQの算定は2024年5月13日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

一方、クリフィックスは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市

場株価法を、加えて、両社の将来の事業計画を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法である DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。エーアイの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
エーアイ	フュートレック	
市場株価法	市場株価法	0.30～0.31
DCF 法	DCF 法	0.33～0.40

市場株価法においては、クリフィックスは、算定基準日を算定書作成日である 2024 年 5 月 13 日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間における株価終値単純平均値を基に算定しております。

DCF 法による価値算定においては、クリフィックスは、エーアイについて、エーアイが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2025 年 3 月期は、受託案件の増加が見込まれることにより営業利益約 50 百万円の増加（対 2024 年 3 月期比）、2026 年 3 月期においては将来期待されるロイヤリティ収入の増加により営業利益約 69 百万円の増加（対 2025 年 3 月期比）を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提として作成しております。また、フュートレックについては、フュートレックが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測においては、2025 年 3 月期は、人員の削減等による労務費の減少や、外注費の削減により、営業損失約 138 百万円の減少（対 2024 年 3 月期比）、2026 年 3 月期及び 2027 年 3 月期においては、更に組織変更による外注費削減等によりそれぞれ、営業利益約 61 百万円の増加（対 2025 年 3 月期比）、営業利益約 41 百万円の増加（対 2026 年 3 月期比）を見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提として作成しております。

クリフィックスは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でクリフィックスに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。クリフィックスは両社並びにこれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。クリフィックスは、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。クリフィックスの算定は 2024 年 5 月 13 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併に伴い、フュートレックの普通株式は、2024 年 9 月 27 日付けで、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。上場廃止後は、フュートレックの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本合併の効力発生日においてフュートレックの株主様に割当てられるエーアイの普通株式は東京証券取引所に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当てのみを受けると想定される（2024 年 3 月 31 日現在のフュートレックの株主名簿を基に算出した該当者の概算人数は 2,939 名となります。）ものの、本合併の効力発生日以降も、エーアイの普通株式は、エーアイの現在の上場市場である東京証券取引所グロス市場に上場維持することとなり、引き続き 1 単元以上の株式については東京証

券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。また、2024年3月31日時点におけるフュートレック株主数（4,392名）に対して約67%の株主の皆様が単元未満株主となるものの、エアイにおいては株式の希薄化を防止する観点から単元未満株式の買増制度を導入する予定はございません。しかしながら、剰余金の配当等を通じて本合併によるシナジー効果を楽しむことは可能と考えられます。なお、本合併により、エアイの単元未満株式を所有することとなるフュートレックの株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができませんが、単元未満株式の買取りを請求することができます。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「2. 本経営統合の要旨」の「(3) 本合併に係る割当ての内容」の(注3)をご参照ください。また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細について、上記「2. 本経営統合の要旨」の「(3) 本合併に係る割当ての内容」の(注4)をご参照ください。

なお、フュートレックの株主の皆様は、最終売買日である2024年9月26日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するフュートレックの普通株式を従来通り取引できるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

①第三者算定機関からの合併比率算定書の取得

両社は、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、上記「(1) 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2024年5月14日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議しました。

なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

②独立した法務アドバイザーからの法的助言の取得

エアイは、本合併の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を、フュートレックは、本合併の法務アドバイザーとして、北浜法律事務所を選任し、それぞれ本合併の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所及び北浜法律事務所は、いずれも両社から独立しており、重要な利害関係を有しません。

③フュートレックにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

フュートレックは、エアイと本合併を含む本経営統合の検討を進めるにあたり、意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保するため、2023年11月22日開催の取締役会の決議により、エアイから独立した、フュートレックの独立役員3名（フュートレックの社外取締役兼独立役員である奥田孝雄氏及び伊藤弥生氏、杉村領一氏）によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。

フュートレックは、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、奥田孝雄氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は本経営統合の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本合併を含む本経営統合の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、フュートレックは、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、以下の4項目について諮問し（以下「本諮問事項」といいます。）、この項目に関する答申書をフュートレック取締役会に提出することを囑託しました。

- (i) 本合併の目的の正当性・合理性
- (ii) 本合併に係る取引条件の公正性
- (iii) 本合併に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性
- (iv) 本合併の決定及び実施がフュートレックの少数株主にとって不利益なものではないか

また、フュートレックは、上記取締役会決議において、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、フュートレック取締役会は、本経営統合を決定しないこととする旨を決議しております。加えて、フュートレック取締役は、本特別委員会に対して以下の3つの権限を付与しております。

- (i) 本特別委員会が自らエーアイと交渉を行うことができ、エーアイとの交渉をフュートレックの社内者やアドバイザー等が行う場合でも、本特別委員会は、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限
- (ii) 必要に応じて本特別委員会自らの外部アドバイザー等を選任する権限（費用はフュートレックが負担）のほか、フュートレックが選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含む。）する権限
- (iii) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を、フュートレックの役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限

本特別委員会は、2023年12月11日に開催された第1回目の委員会において、フュートレックが選任する第三者算定機関であるクリフィックス及び法務アドバイザーである北浜法律事務所について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、選任することを承認いたしました。

本特別委員会は、2023年12月11日から答申書提出日の2024年5月13日までの間に、会合を合計10回開催しました。加えて会合以外にも、委員間や第三者算定機関、法務アドバイザー等との意見交換や両社間での本合併に係る協議や交渉の内容等の情報収集等を行い、本諮問事項に対する検討を行いました。本特別委員会は、フュートレックの法務アドバイザーである北浜法律事務所から、本特別委員会の役割や委員会での検討事項、運営に関する助言を適宜受けるとともに、北浜法律事務所が実施したエーアイに対する法務DDの結果の説明を受け、また第三者算定機関であるクリフィックスが実施したエーアイに対する財務DDの説明を受け、これらの状況も踏まえ諮問事項に対する検討を進めました。

また、本特別委員会は、かかる検討にあたり、フュートレックから、フュートレックの事業内容・事業環境、主要な経営課題、本経営統合によりフュートレックの事業に対して想定されるメリット・デメリット、合併比率の前提となるフュートレックの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行い、エーアイからも、エーアイの事業内容・事業環境、本経営統合を提案するに至った検討過程、本経営統合後に想定している施策の内容、本経営統合によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本経営統合後の経営体制の方針、合併比率の前提となるエーアイの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、フュートレックの第三者算定機関であるクリフィックスから、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行った上で、その合理性について検討いたしました。

なお、本特別委員会は、フュートレックとエーアイの間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、フュートレックに意見する等して、エーアイとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、上記過程を経て、本諮問事項に対して慎重に協議及び検討を重ねた結果、(i) 本合併により、①研究開発力・販売力の強化、それに伴う事業拡大、②事業の多角化による会社収益の平準化・経営の安定化、M&A・新規投資による成長、③管理機能縮小によるコストシナジー等が得られ、目的の正当性・合理性が認められる旨、(ii) 本合併比率はDCF法により算定された比率のレンジの範囲内の水準となっており、本合併比率を含む本合併に係る取引条件に公正性が認められる旨、(iii) 本合併においては、適切な公正性担保措置が講じられており、取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保がなされていると評価でき、本合併に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が認められる旨、及び(iv) (i)乃至(iii)を踏まえ慎重に検討した結果、本合併がフュートレックの少数株主にとって不利益ではないと認められる旨が記載された答申書を2024年5月13日付でフュートレック取締役会に対して提出しております。

(5) 利益相反を回避するための措置

本合併は、両社にとって支配株主との重要な取引等には該当しません。一方でエアアイはフュートレックの議決権割合の40.55%を保有しております。このような両社の資本関係に鑑み、両社の意思決定に慎重を期し、本合併について利益相反の疑義を回避する観点から、両社は、上記「(4) 公正性を担保するための措置」に加え、以下のとおり、利益相反を回避するための措置を講じております。

① エアアイにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

本日開催のエアアイの取締役会では、エアアイの取締役のうち栗原学氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本合併契約を締結することについて承認可決されております。栗原学氏は、2023年6月からフュートレックの監査等委員である取締役を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、エアアイの取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、エアアイの立場において本合併に関する協議及び交渉に参加していません。

② フュートレックにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認

本日開催のフュートレックの取締役会では、フュートレックの取締役のうち小川遼氏、前田忠臣氏及び栗原学氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本合併契約を締結することについて承認可決されております。小川遼氏及び前田忠臣氏はエアアイの執行役員を、栗原学氏は、エアアイの監査等委員である取締役を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、当該3名は、フュートレックの取締役会における本合併に関する審議及び決議に参加しておらず、フュートレックの立場において本合併に関する協議及び交渉に参加していません。

4. 本経営統合の当事会社の概要

	吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社
①名称	株式会社エアアイ	株式会社フュートレック
②所在地	東京都文京区西片一丁目15番15号	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 廣飯 伸一	代表取締役社長 西田 明弘
④事業内容	音声合成エンジン及び音声合成に関連するソリューションの提供	音声認識技術を利用したサービスの企画・提案、及びそれを実現するためのシステム設計 デジタルマーケティングソリューションの提供、及びそれに伴うシステム設計等
⑤資本金	100,000,000円 (2024年3月31日現在)	100,000,000円 (2024年3月31日現在)
⑥設立年月日	2003年4月1日	2000年4月17日
⑦発行済株式数	5,168,000株 (2024年3月31日現在)	9,504,200株 (2024年3月31日現在)
⑧決算期	3月31日	3月31日
⑨従業員数	単体65名 (2024年3月31日現在)	単体68名 連結91名 (2024年3月31日現在)
⑩主要取引先	株式会社NTTドコモ	国立研究開発法人 情報通信研究機構
⑪主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行	株式会社池田泉州銀行 株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社

	株式会社りそな銀行					
⑫大株主及び特株比率	廣飯 伸一 17.79% 吉田 大介 12.98% 合同会社吉田事務所 11.62% 株式会社ソルクシーズ 5.05% 吉田 大志 3.03% 亀井 佳代 2.93% 株式会社SBI証券 1.48% 楽天証券株式会社 1.27% 吉田 昭 0.97% 日野 賢一 0.63% (2024年3月31日現在)			株式会社エーアイ 40.53% 和田 章 1.53% 株式会社SBI証券 1.42% 上田八木短資株式会社 1.06% BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED 0.92% フュートレック役員持株会 0.88% 有限会社みんな 0.75% 西田 明弘 0.73% 河合 謙一郎 0.72% 鈴木 智博 0.68% (2024年3月31日現在)		
⑬当事会社間の関係						
資本関係	本日現在、エーアイはフュートレックの発行済株式総数（自己株式を除く）の40.53%を所有しており、フュートレックの主要株主である筆頭株主に該当します。フュートレックは、エーアイの関連会社であり、関連当事者に該当します。					
人的関係	エーアイの執行役員2名がフュートレックの取締役を兼務し、エーアイの監査等委員である取締役1名がフュートレックの監査等委員である取締役を兼務しております。					
取引関係	2019年4月16日に業務提携契約書を締結し、2023年5月11日に資本業務提携契約書を締結し現在に至っております。業務提携契約に基づき、音声合成技術及び音声認識技術を活用した音声対話システムや双方のソリューションを活用した製品化の検討など調査を進め、2020年3月期においてエーアイからフュートレックに対して音声対話システムの開発に関する発注を行っており、その取引高は4,100,000円となります。					
⑭直近3期の財政状態及び経営成績（単位：千円。特記しているものを除く。）						
決算期	株式会社エーアイ (単体)			株式会社フュートレック (連結)		
	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期
純資産	1,279,605	1,191,058	1,300,784	2,715,055	1,989,299	1,734,916
総資産	1,354,931	1,393,512	1,710,046	3,868,438	3,318,833	2,400,175
1株当たり純資産(円)	253.49	240.72	262.89	269.51	193.18	167.19
売上高	756,568	633,998	734,975	1,590,642	1,662,556	1,323,146
営業利益又は営業損失(△)	112,130	19,887	81,596	122,897	△253,323	△179,184
経常利益又は経常損失(△)	109,742	22,409	81,960	121,366	△235,450	△220,546
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	83,759	16,367	109,725	133,273	△663,938	△245,972
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	16.59	3.28	22.18	14.24	△70.95	△26.29

5. 本経営統合後の状況

	吸収合併存続会社
(1) 名称	株式会社エーアイ
(2) 所在地	東京都文京区西片一丁目 15 番 15 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 廣飯 伸一 (現 エーアイ 代表取締役社長)
(4) 取締役の氏名	取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 廣飯 伸一 小川 遼 井上 将志 深田 俊明 長尾 章 (社外取締役) 監査等委員である取締役 栗原 学 (社外取締役) 杉山 浩 (社外取締役) 金丸 祐子 (社外取締役)
(5) 事業内容	音声関連技術の研究開発及び関連するサービス・ソリューションの企画・提供 デジタルマーケティングソリューションの提供、及びそれに伴うシステム設計 等
(6) 資本金	現時点で確定しておりません。
(7) 決算期	3月
(8) 純資産	現時点で確定しておりません。
(9) 総資産	現時点で確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本合併に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号) 及び「企業会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号) を適用し、エーアイを取得企業とするパーチェス法による会計処理を予定しています。

なお、本合併により発生するのれんの金額に関しては、現時点では未定ですので、確定次第お知らせいたします。

7. 今後の見通し

本経営統合後の業績見通しは明らかになり次第お知らせいたします。

以 上